

令和6年度第4回 実務実習ガイドライン改訂ワーキンググループ会議
議事次第

日 時 : 令和6年10月10日(木) 10:00~12:00(予定)

Zoom 会議

会 場 : ホスト会場: 日本薬学会長井記念館4F 薬学教育協議会事務局

- 議 題
- 1 文部科学省からの説明について(資料1-1)
 - 2 厚生労働省からの説明について(資料1-2)
 - 3 追加の実習について(資料2)
 - 4 その他

<配付資料>

資料1-1 文部科学省説明資料

資料1-2 厚生労働省説明資料

資料2 臨床における実務実習に関するガイドライン(令和5年12月)に記載された
「追加の実習」に関する対応方針(案)

持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽（抜粋）

令和2年9月 日本学術会議 薬学委員会

2 薬剤師職能と社会貢献 （1）医薬分業と薬剤師・薬局の現状 ③病院薬剤師業務の展開

○一方、このような医療機関における薬剤師業務の多様化、高度化を踏まえて、**薬学学部教育における実務実習期間が不十分**との指摘もあり、薬剤師としてのプロフェッショナリズムを培う**薬学教育の一層の改革を求める議論に繋がっている**。

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（抜粋）

令和3年6月 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（厚生労働省）

3. まとめ（提言） （1）薬剤師の養成等 ②薬学教育（カリキュラム）

○実務実習については、現在の改訂モデル・コアカリキュラムで参加・体験型の実習を充実させており、病院と薬局が連携して代表的な8疾患を中心に広く疾患を学んでいる。**実務実習に関しては、実習内容と質の充実**（多職種連携を学ぶ取組、地方に所在する施設や機能・規模が異なる施設での実施など）や**実施期間**（全体の実習期間、病院と薬局のそれぞれの実施期間など）**に関する指摘**があった。今後の実務実習に関しても、モデル・コアカリキュラムの見直しの中で、**現在の実務実習の実施状況の検証**を行いながら、**医学教育における臨床実習や諸外国における取組なども参考にしつつ、臨床での実習の充実に向けて検討すべき**である。

6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ（抜粋）

令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会

3. 今後の薬学部教育の改善・充実の方向性 （3）教学マネジメントの確立

ア）教育課程・教育方法

- また、今後の薬学実務実習に関しても、薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しの検討とともに、患者に対する個別最適化した薬物療法の提供や地域包括ケアシステムの中で多職種連携を図りながらチーム医療を推進するとともに患者等に対する薬学的知見に基づく指導を行うなど、臨床に係る実践的な能力を培うための実習の内容及び質の充実に向けて検討すべきである。

病院薬剤師確保に係る要望書（抜粋）

令和5年7月 日本病院団体協議会、日本病院薬剤師会

3. 薬学部の卒前及び卒後教育の充実について

- 薬剤師を養成するための薬学部での教育期間は6年間に延長されたにもかかわらず、実務実習（臨床実習）の期間は22週のままで拡大されず、実務実習の場が薬局と病院で11週ずつであることも変更されていません。質の高い病院薬剤師育成のために、卒前教育の現場において病院での実務実習の期間を拡大し、実習内容をさらに充実させることを要望します。

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.0億円
0.3億円



文部科学省

背景・課題

近年我が国では、人生百年時代を見据えて、健康寿命の延伸に向けた新しい健康・医療・介護システムを構築するため、医療・介護の連携強化、地域の医師確保支援、メディカルスタッフの業務実施体制の見直し等の取組が求められている。

このような中、各大学が共通して取り組むべき教育内容が一定程度標準化されている医師養成課程において、デジタルプラットフォームを構築した上で大学間における教育コンテンツの共有等を図り、これらを相互に活用することで、授業の質の向上や学生の学修活動の充実に資するとともに、医師の働き方改革の推進にも寄与し得るとの指摘がある。

また、我が国の大学医学部・大学病院は、伝統的に医学部における教育研究組織と大学病院における診療組織が一体的に運用されてきており（いわゆる「医局」）、教育・研究・診療の各機能の連携や、キャリア支援等の面でのメリットがあるとされる一方、組織としての硬直性が問題視されることもあり、大学医学部・大学病院の組織運営体制等について、多角的な検討を図ることが必要である。

薬学分野では創薬に貢献できる人材や現在の世界の主流となっている創薬手法に対応した医薬品開発につながる研究力を身に付けるカリキュラム等が不足しており、薬学教育のカリキュラムの充実や基礎研究の強化、博士課程進学者の増加は喫緊の課題である。また、**急激な薬剤師業務の量的・質的な変化を背景に、学生の臨床に係る実践的な能力の向上が求められており、追加の実習等を実施できるよう環境の整備が必要である。**

看護学分野においては、令和6年度の改訂を機に初めて全大学の統一した基準となる看護学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した質の高い教育が各大学において行われるよう、臨地実習における教育体制や看護学生の実践能力の評価体制の整備に加え、**コアカリに準拠した教育内容の客観的評価の在り方についての検討が必要である。**

更に、医学生知識や技能を確かめる共用試験が公的化されたことを踏まえ、**医学生が診療に参加する診療参加型臨床実習の充実について検討するとともに、医学部定員について、これまでの地域枠制度の運用状況等を継続的に把握することが必要である。**

対応・内容

オンデマンド授業の収録映像や汎用性のある授業用資料等の医学教育関係のコンテンツを、デジタルプラットフォームを通じて各大学が活用可能な形で共有し、教育の質の向上に役立てる構想について、想定される実施主体や財源、有効な活用方法等、デジタルプラットフォームの構築運用に当たった論点等を整理すべく、調査分析を行う。

また我が国の大学医学部・大学病院における人事制度や組織運営体制等について、諸外国の医学部・大学病院との対比を通して改めてそれらの特性を明らかにするとともに、より効果的な人材育成、研究力の向上、医療技術の進歩等の実現に必要な取組も含め、大学医学部・大学病院の今後の在り方について示唆を得るべく、調査研究を行う。

創薬に関する薬学教育の現状や課題を把握・分析した上で、創薬に貢献する医療人材養成の強化につながる博士課程プログラムを構築する。また、**実務実習指導薬剤師が抱える課題を解決するために教育コンテンツを大学・病院・薬局へ広く普及させるための調査研究を実施する。**

看護コアカリ改訂を契機に、看護学士課程における臨地実習を見学型から診療参加型臨床実習へ変革するための調査研究及び看護学教育の質を保証するための看護学教育分野別評価の充実のための調査研究を実施する。

更に、臨床実習指導医養成のためのコンテンツ等を開発し、**医学教育における診療参加型臨床実習の充実を図るための調査・研究を行う。**また、**地域枠制度の効果・運用改善事項等についての調査・研究を行う。**

◆医学教育コンテンツのプラットフォーム等を通じた相互活用に関する調査研究【新規】

- 事業期間 1年間（令和7年度）
- 選定件数・単価 1件×1,000万円

◆大学医学部・大学病院における人事制度・組織運営体制の国際比較【新規】

- 事業期間 1年間（令和7年度）
- 選定件数・単価 1件×1,000万円

◆薬学教育における創薬研究人材養成のための調査研究【新規】

- 事業期間 最大3年間（令和7年度～令和9年度）
- 選定件数・単価 1件×4,000万円

◆薬学部臨床における実務実習の改善・充実に関する調査研究【新規】

- 事業期間 最大3年間（令和7年度～令和9年度）
- 選定件数・単価 1件×1,000万円

◆学士課程における看護学教育の質向上に向けた調査研究【新規】

- 事業期間 最大3年間（令和7年度～令和9年度）
- 選定件数・単価 1件×1,000万円、1件×500万円

◆臨床実習指導医養成のための調査研究

- 事業期間 最大2年間（令和6年度～令和7年度）
- 選定件数・単価 1件×700万円

現状・課題

- 薬剤師業務の急激な量的・質的な変化を背景に、**薬学教育において学生が身に付ける臨床に係る実践的な能力の向上**が求められている。
- 薬学教育における**実務実習**については、「持続可能な医療を担う薬剤師の職能と生涯研鑽（令和2年9月 日本学術会議薬学委員会）」、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（令和3年6月 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会）」及び「6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ（令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会）」等、多方面から**充実に向けて検討すべき**であるという意見が出ているところ。
- 「臨床における実務実習ガイドライン」（令和5年12月）においては、医療人として、実際の医療現場で患者・生活者を担当し、薬物治療の個別最適化の経験を積むことによって、薬物治療における薬剤師の役割を理解し、薬の専門職として医療現場で適切な判断・対応ができる臨床能力を修得するために、**実務実習終了後にも大学で臨床薬学を学修すること**や現行の実務実習（薬局と病院の連続性のある22週間）後に**追加の実習を8週間程度行う**ことを努力目標とする等、**実務実習の更なる充実のための改訂**が行われており、各大学においては、実務実習の更なる充実のための**環境整備が必要**とされている。
- さらに、追加の実習を実施することによる効果を検証し、**将来の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けて、実務実習の更なる充実を検討すること**としている。

事業内容

本事業では、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）の下で、大学と医療施設等との連携により実務実習の更なる充実等に取り組む事例を調査研究し、薬学教育の更なる改善と質の高い薬剤師の養成を図る。

○実務実習指導薬剤師の質向上に向けた教育コンテンツの作成と普及

実務実習の指導を担当する薬剤師の指導力の向上を目指す教育コンテンツを作成し、実務実習指導薬剤師の研修のコンテンツとして利用するとともに、大学・受入れ施設にも広く普及させ、実務実習を中心とした薬学教育に関わる人材の質向上と環境整備に努める。

○ 追加実習のプログラムの作成と展開

追加実習の状況を把握し効果を検証したうえで、受入れ施設についても調査等を行い、薬剤師業務の質的・量的変化に対応した実務実習内容の更なる充実を図るため、追加実習について具体的なプログラム内容についての検討を行う。また、大学・受入施設を対象としたワークショップ等を開催し、意見交換やグッド・プラクティスを展開し、追加実習を改善・推進するためのヒントを提示する。

○ 薬剤師少数区域における実務実習の促進

薬剤師少数区域において大学と地方自治体、関係団体等が連携して、当該地域で活躍する質の高い薬剤師の養成を目指すため、実務実習の実施状況や課題をアンケート調査等により把握・分析したうえで、実習プログラムを提案・推進する。

事業実施期間

令和7年～令和9年（予定）

件数・単価

1件×約1,000万円

■6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ（令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会）

（今後の薬学部教育の改善・充実の方向性）

- 今後の薬学実務実習に関しても、薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しの検討とともに、患者に対する個別最適化した薬物療法の提供や地域包括ケアシステムの中で多職種連携を図りながらチーム医療を推進するとともに患者等に対する薬学的知見に基づく指導を行うなど、臨床に係る実践的な能力を培うための実習の内容及び質の充実に向けて検討すべきである。
- 各大学における、在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や薬局薬剤師に比べて病院薬剤師が不足していること（業態偏在））等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。

平成の30年間の変化（薬剤師・薬局の位置づけ）

1992年(H4)

- 6月 第二次医療法改正（法案成立）
➤ 薬剤師が医療の担い手として明記

2004年(H16)

- 薬学教育6年制に関する法律 成立
5月 学校教育法の一部を改正する法律 成立
6月 薬剤師法の一部を改正する法律 成立

2006年(H18)

- 4月 薬学教育6年制 の学生が入学

- 6月 第五次医療法改正（法案成立） ※薬事法改正・薬剤師法改正も
➤ 薬局を医療提供施設に位置づけ（2007（H19）年4月施行）
➤ 医療計画の見直し（医療提供体制における薬局の役割）
➤ 医療安全の確保（薬局・医療機関における医薬品安全管理体制）
➤ 医療機能／薬局機能情報提供制度（住民への情報提供）
➤ 医療従事者の質の向上（薬剤師の再教育等）

2010年(H22)

- 3月 「チーム医療の推進について」（チーム医療の推進に関する検討会報告書）の公表
4月 「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」（厚生労働省医政局通知）

⇒臨床実践能力を持つ薬剤師の養成

-159-

⇒地域医療に貢献する薬局薬剤師、病棟などでチーム医療に参加する病院薬剤師

平成の30年間の変化（医薬分業に関する議論等）

2015年(H27)

3月 規制改革会議 公開ディスカッション(医薬分業のあり方)

10月 「患者のための薬局ビジョン」の策定

2016年(H28)

4月 調剤報酬改定(かかりつけ薬剤師指導料の新設等)

10月 健康サポート薬局の届出開始

2018年(H30)

4月 調剤報酬改定(地域支援体制加算の新設等)

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における制度改革の議論

4月 制度改革に向けた検討開始

12月 「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」がまとまる

2019年
(H31～R元)

3月 薬機法等の改正法案を通常国会に提出
(令和元年11月 臨時国会において法案成立、12月 改正法公布)

- 認定薬局制度の導入
- 服薬状況のフォローアップ義務化 等

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

○かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～対物業務から対人業務へ～

患者中心の業務

患者中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、検査値や疾患名等の患者情報を共有
- 医薬品の安全性情報等の最新情報の収集

- ・ 処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

薬中心の業務

専門性+コミュニケーション
能力の向上

令和における変化（地域包括ケアの推進、医療DX）

2020年(R2)

4月 オンライン診療、オンライン服薬指導のコロナ特例開始
→その後ルールの恒久化へ

2021年(R3)

6月 「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」とりまとめ
薬剤師の需給推計、今後の薬剤師のあるべき姿について提言

2022年(R4)

7月 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめ
地域の医療職種としての薬剤師に期待される役割、技術の進展等も踏まえ、
今後の薬局薬剤師の業務及び薬局の機能のあり方並びにそれを実現する
ための方策(アクションプラン)を提示(調剤の外部委託、薬局薬剤師DX)

2023年(R5)

2月 医薬品の販売制度に関する検討会

3月 第8次医療計画の基本方針、作成指針等の改正

薬剤師の確保、在宅医療における高度な薬学管理が可能な薬局の整備
災害薬事コーディネーター等について記載

6月 薬剤師偏在指標算出、確保ガイドライン策定

⇒地域における医療提供体制の強化(多職種連携、同職種連携)

⇒遠隔、オンライン等をはじめとしたデジタル技術の活用

「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」議事録（抜粋）

実務実習に関連した主な意見①

____、つい最近出た基礎系あるいは臨床系の論文も目を通していないと話にならないということになります。私ども教員職の者が、例えば 2、3 人が半日ぐらいかけて解析をして、ドクターに答えていくとか、そういったような相当高度なところまで行っているということがあります。ですので、先ほど来御指摘がありましたが、半年だけの実務実習ではどうしても足りないということがあります。（第 1 回）

____、なども含め、これから **10 年後、20 年後に活躍する薬剤師のために必要な能力を的確に教育していくためには、実習生の能力や希望に沿った、あるいはその施設の状況、地域に応じた内容やニーズに合わせた実務実習を、その期間も含め再検討する時期が来ていると強く感じます。**（第 4 回）

____**医師会の先生方からご指摘のように、わたしもまだ臨床経験が少ないと感じております。今後、質の向上を検討しても期間の延長は難しいとお話がありましたが、例えば、今後の検討課題として実習期間を現行の半年間から 1 年間に延ばしてより経験値を増やしていくというお考えはございませんでしょうか。**（第 4 回）

____**し学生とのマッチングをしっかりとっていただければ、あるいは地域ごとに複数施設を組み合わせた実習のご提案をいただいたりすることで、もう少し実習期間を延ばすことが可能になるのではないのでしょうか。**（第 4 回） -163-

「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」議事録（抜粋）

実務実習に関連した主な意見②

6年生を連れて行って、地域医療をまたそこで学んでいるというような事例もありますので、実務実習というスタンダードなものにこだわらずに、やはり臨床をきちんと学びたい子は、また更に学べる仕組みがあるということのほうが大事なように感じます。（第4回）

22週でいいのかどうかと。恐らく今の技能実習的なもので本当の多職種連携、（中略）医師、薬剤師、看護師がいて、それと他の理学療法士・臨床心理士等がいて、初めて多職種連携になるわけで、薬剤師と看護師だけでも、恐らく真の意味での多職種連携というか、今言われているようなものはできないと思うのです。（第7回）

1つの病院に行ったら、その病院が取り組む機能しか勉強できない。だからこそ実習格差が生じる。違う機能の病院、そして薬局をグループ化して、それをきちんとローテーションして、しっかりと1年間なら1年間掛けて学んでいくというのを地域ごとに作り上げていくことが、抜本的な対策になっていくのではないかと思うところです。（第7回）

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（第7回） （資料1 これまでの意見の整理）

実務実習

（実習の現状）

- 改訂モデル・コアカリキュラムに基づく新しい実習は、調剤以外に、セルフメディケーション、地域包括ケアの在宅支援、学校薬剤師や地域活動の体験も行われている。参加・体験型の実習を充実させている。
- 病院と薬局が連携して代表的な8疾患を中心に広く疾患の勉強をしている。

（実習前後）

- 薬学共用試験のC B Tはニーズの変化に応じて改訂されているが、O S C Eは薬剤師の業務の変化に応じて、モノからヒトへの課題になっているのか見しが必要。
- 実務実習後、臨床能力が身についたか確認することも将来的には必要ではないか。
- 薬学共用試験（C B T・O S C E）が終わった時点で、何らかの資格を与えて、資格を持った上での実習ができるようにならないのか。Student Doctorのようなものができればいいと思う。

（実習期間）

- 実務実習を延ばすことができないか。
- 現在の22週を増やすのは、約1万人の学生をどのように受け入れるか、受入施設の問題もあり、かなり議論が必要。今の実習の質を上げる、効率をあげることを目指すことが先ではないか。
- ふるさと実習を増やすなど、受入先を確保することで対応することも可能ではないか。
- アドバンス教育として、実務実習が終わった6年生が地域医療を学ぶ例もあるので、さらに学ぶ仕組みが重要ではないか。

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ（抜粋） （令和3年6月30日）

3. まとめ（提言）（1）薬剤師の養成等 ②薬学教育（カリキュラム）

- 薬剤師が目指す姿については、薬剤師が従事先で意識を持って取り組むほか、**教育課程**において**学生が今後の薬剤師に求められることを能動的に学修できる力を身につける**ようにすることが重要である。（以下略）
- 実務実習については、現在の改訂モデル・コアカリキュラムで参加・体験型の実習を充実させており、病院と薬局が連携して代表的な8疾患を中心に広く疾患を学んでいる。**実務実習に関しては、実習内容と質の充実**（多職種連携を学ぶ取組、地方に所在する施設や機能・規模が異なる施設での実施など）や**実施期間**（全体の実習期間、病院と薬局のそれぞれの実施期間など）に関する指摘があった。今後の実務実習に関しても、モデル・コアカリキュラムの見直しの中で、**現在の実務実習の実施状況の検証を行いながら**、医学教育における臨床実習や諸外国における取組なども参考にしつつ、**臨床での実習の充実に向けて検討すべき**である。

第23回 新薬剤師養成問題懇談会（令和6年2月5日開催）

実務実習関連の主な意見①

6年制になった背景に、高度化し複雑化する将来の医療に対応するためにもっと薬剤師の資質を高める必要がある、質の高い臨床薬剤師を養成する必要があるということから、薬学6年制教育に切り替わったのだと思います。すなわちより質の高い臨床教育を目的に2年間延びたのですけれども、それを担保する実務実習が半年しか行われていない。それが問題で、今回、8週間の延長というのが決まるというお話なのかなと理解しております。（中略）薬剤師の質の低下が懸念されるなか、更に少子化が進んでいく中で、臨床研修を含む薬学教育7年制では学生も薬学を志向しなくなる懸念がございます。現状、卒後臨床研修が必要だとしても、将来的には、例えば卒後でやる研修内容を全部卒前の実習に移行していき、6年間でしっかりと資質育成を担保した教育が完結することを、最終的には目指していかなくてはいけないのではなかろうかと思うところです。

22+8ということで、将来的にそういう方向でというふうに何となく読めてしまってるのですが、それをやるときに、6年生教育の考え方として、その修業年限の単位数を186から更に増やした形として考えるのか、あるいは今やっている中で組み込めというのか。その辺りどちらととらえるかでこちらサイドとしては対応できる、できないという話が出て来そうな気がします。

22週は短すぎるというのは、その考え方はなぜ出てくるかという、やはり医療人として卒業生が必ずしも十分な教育を受けているとは、今、社会も必ずしも認めていないから、その理由として22週が世界的な傾向からしても、あるいはほかの医療人の教育からしても、明らかに教育期間が短いというような話にどうしてもなってしまうのだと思うのです。これは延ばすということに関しては、方向としては私はそれでやむを得ないというか、8週がいいかどうかは別として、その方向というのはあっても然るべきだろうと思うのです。ただ、それに当たっては、今やっている実習が本当に100%充実しているか、効率性の良い実習になっているかということも、もう1回反省しなくてはいけないし、その上に立って、延ばすのだったら何を延ばすのかということをしかり考えていかなくてはいけない。

第23回 新薬剤師養成問題懇談会（令和6年2月5日開催）

実務実習関連の主な意見②

11週間というものを

しっかりやるには、日常業務と並行してやるということの負担も確かに大きいと。モラルや使命感をしっかり持ってやってくれている実習先、受入先も多いのですが、今の薬局の体制としては、やはり転勤に伴って指導薬剤師がいなくなってしまう。それによって受入施設の手挙げを下ろしてしまうという所が非常に多くなっています。（中略）今、我々がいろいろ考えているところを満たせなくなってしまうので、それらに対しても早急に何か対策を打つべきであろう。

8週間とか、そこは数字としては22週プラスアルファのものが要るのだということでは、各者が了解している中で、それはなぜかという、ある意味では社会的な必要性でしょうし、現場での必要性でしょうから、アジャストするなら直ちにしないと間に合わない。ただ、この4月からスタートするところには間に合わないかもしれないが、5年生になるまでの間が5年間あるわけですから、それをおいて更に10年先というお話になるのは、学校の立場は抜いてありますけれども、いかがなものかなという気はするのです。

22週プラス8週で、約

30週なのですね。1年間で52ないし53週ですから、休みを入れたらほとんど1年間実習に入るので、むしろ薬学教育として考えるのであれば、5年生はどのような形で1年間の実習をするかということを考えて、そのカリキュラムを組むほうが大事なのであって、単に22+8の8をどうするかではないと思うのです。

臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）に記載された 「追加の実習」に関する対応方針（案）

（1）薬学教育の現状

薬剤師に求められている役割や業務は大きく変化し、それに伴い薬学実務実習に対して期待される役割は非常に大きい。

また、薬学部を卒業した学生の進路は他の医療系学部と比較すると多様化しており、薬局・病院だけでなく、医薬品・化学関連企業や衛生行政・大学等様々な進路選択（※1）があることが薬学部の特徴の一つである。

さらに、実務実習終了後、臨床現場での学修（実習）を実施している大学は24大学（※2）であり、地域医療を学ぶ実習、臨床開発を担うための知識・技能を習得するための実習、海外での実務研修等各大学で工夫した実習が行われているところ。

※1 「薬系大学卒業生・大学院修了者の就職動向調査の集計報告（令和5年3月）」によると、卒業生のうち就職先は、薬局4,652名（48.3%）、病院・診療所1,998名（20.7%）、医薬品・化学関連企業691名（7.2%）、衛生行政・大学等217名（2.3%）、進学172名（1.8%）、医薬品販売業127名（1.3%）、その他1,772名（18.4%）

※2 薬学実務実習の現状確認と更なる充実改善に向けたアンケート集計結果（令和5年度 薬学教育協議会）

（2）対応方針

①名称について

ガイドラインに記載している「追加の実習」という語句は、薬剤師としての臨床に係る実践的な能力の更なる向上を目指す新たな実習であるとともに、薬剤師の多様な進路に対応した実習・研修を企図していることから、「卒前薬剤師研修（仮称）」とする。

②目的について

「卒前薬剤師研修（仮称）」は将来学生が進む進路のために必要だと考える能力、自らに必要な能力を補完するための選択制の研修とする。例えば、以下のような研修が考えられるが、今後、大学、医療施設、関係機関等と連携し当該趣旨を踏まえて検討を進めていただきたい。

なお、医療施設での当該研修は現行の実務実習（薬局と病院の連続性のある22週間）の単なる延長ではなく、薬剤師としての臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る目的であることを留意する。

【選択実習の事例】

- ・薬剤師不足地域において地域連携を学ぶ薬局実習
- ・先導的薬剤師を目指す病院実習
- ・臨床研究
- ・製薬企業、行政、PMDA等での研修

※薬局または病院等の医療施設で研修を行う場合は、薬学教育協議会地区調整機構で混乱しないよう調整に努めることとする。

③時期・期間について

当該研修の期間は8週間程度実施できることを目指して、実施時期も含め、今後、大学、医療施設、関係機関等と連携して検討を進めていただきたい。

＜参考：臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）（抜粋）＞

22 週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。また、追加の実習を実施することによる効果を検証し、将来の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けて、実務実習の更なる充実を検討する。